

亀山市告示第102号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成27年4月30日

亀山市長 櫻井 義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21706
- 3 路線名 東御幸線

供用開始の区間	供用開始の期日
東御幸町字川原144番8地先から東御幸町字川原188番2地先まで	平成27年4月30日

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21706
- 3 路線名 東御幸線

供用開始の区間	供用開始の期日
東御幸町字川原144番10地先から東御幸町字川原178番1地先まで	平成27年4月30日